

資料 5

特定労務管理対象機関（特例水準）の指定について

◆ 諮問事項①

次頁の16医療機関に係る特定労務管理対象機関の指定について

特定労務管理対象機関（申請者）一覧①

医療機関名 (県への申請順)		申請水準					評価センター 結果	各水準要件	共通要件
		B	連携B	C-1 (研修医)	C-1 (専攻医)	C-2			
1	小田原市立病院	◆					適	○	○
2	社会医療法人ジャパンメディカル アライアンス海老名総合病院	◆		◆	◆		適	○	○
3	平塚市民病院	◆					適	○	○
4	聖マリアンナ医科大学横浜市西部 病院	◆					適	○	○
5	東戸塚記念病院	◆					適	○	○
6	帝京大学医学部附属溝口病院		◆				適	○	○
7	医療法人徳洲会 湘南藤沢徳洲会病院	◆		◆	◆		適	○	○
8	社会福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷横浜病院	◆					適	○	○

特定労務管理対象機関（申請者）一覧②

医療機関名 (県への申請順)		申請水準					評価センター 結果	各水準要件	共通要件
		B	連携B	C-1 (研修医)	C-1 (専攻医)	C-2			
9	医療法人社団明芳会 横浜新都市脳神経外科病院	◆					適	○	○
10	独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	◆					適	○	○
11	茅ヶ崎市立病院	◆					適	○	○
12	東海大学医学部付属病院	◆	◆	◆	◆		適	○	○
13	医療法人徳洲会茅ヶ崎徳洲会病院	◆					適	○	○
14	医療法人徳洲会大和徳洲会病院	◆					適	○	○
15	独立行政法人労働者健康安全機構 関東労災病院	◆					適	○	○
16	医療法人徳洲会 湘南鎌倉総合病院	◆		◆	◆		適	○	○

◆各医療機関概要資料 特定労務管対象機関申請医療機関

1 小田原市立病院

1-1 小田原市立病院の申請内容

医療機関名	病院長名 (事業管理者)	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
小田原市立病院	川口 竹男	・高度急性期 ・急性期	32	6,675	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療

全体評価

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない

指摘事項・助言等

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の勤務計画の作成やタスク・シフト／シェアの実施はなされているが、労働時間短縮に向けた研修の実施などが計画段階の取組があることから早期実施に向けて取組むことが必要である。医師の労働時間短縮に向けて、引き続き改善への取組が必要である。

備考

・全体評価の体系では上から2番目の「○」の評価。

1 - 2 小田原市立病院（B水準）の内容

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況	
(1)	救急医療	三次救急医療機関	書類不要	○
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)		
(2)	在宅医療			
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療			

◆地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は県西二次保健医療圏域の基幹病院として、医療圏唯一の「救命救急センター」「地域周産期母子医療センター」「地域がん診療連携拠点病院」をはじめとした多くの機能を担っている。労働時間短縮の取組は進めているが、当該機能を維持し、地域医療提供体制を確保するためには特定診療科においてやむを得ず時間外・休日労働の上限を超えてしまうことから、B水準を申請する。

2 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 海老名総合病院

2-1 海老名総合病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 海老名総合病院	服部 智任	・高度急性期 ・急性期	30.2	8,998	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
					②技術向上集中研修機関(C-1水準)	初期臨床 研修医
						専攻医
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の勤務環境改善への取組の実施がなされているが、勤務計画の作成などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。</p> <p>労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。						

2-2 海老名総合病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	書類不要 ○
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は神奈川県中央医療圏唯一の救命救急センターを有し、年間8,000台以上の救急搬送を受け入れており、地域の救急医療の要となっている。また、年間5,000件以上の手術症例を行っており、昼夜問わず緊急手術への対応が必要となっている。

上記業務の傍ら、通常の外来、入院患者への医療提供や、カルテ記載や診断書作成といった事務作業もあり、時間外含む業務を余儀なくされている。

県央地域における医療提供体制の維持のためには上記継続が必要であり、長時間労働の発生は現状では避けられないと考えているため。

2-3 海老名総合病院の要件達成状況（C-1水準）

【C-1水準要件について】

- ◆臨床研修医・・・臨床研修プログラム年次報告等により確認
- ◆専攻医・・・専門研修プログラム等により確認

【申請の理由】

- ◆当該研修において、長時間の休日・時間外労働が必要な理由
- ◆C-1水準指定による地域における臨床研修医や専攻医等確保及び地域の医療提供体制への影響がない理由

◆当院の臨床研修においては、医師としての基本的な診療能力を身に付けるために、研修計画に沿って一定期間集中的に数多くの診療を行い、様々な症例を経験することが必要であると考えており、その為には研修医自らが医療の質の維持・向上を目的とした知識習得や技能向上のための研鑽を行うことも必要であり、長時間の休日・時間外労働が発生する場合があると考えているため。

◆当院は神奈川県中央医療圏唯一の救命救急センターを有しており、年間8000台以上の救急搬送件数があり、数多くの症例を経験できることから、年々応募者は増加してきており、今後においても臨床研修医の確保はできると考えている。また、専門研修基幹プログラムにおいても数多くの指導医が在籍しており、専門医の取得に十分な症例、経験を積むことが出来る為、専攻医への応募も変わらないと考えている。地域の医療提供体制への影響については、救命救急センター当直、小児科広域当番当直以外は宿日直許可が取得できている中、救命救急センターは完全シフト制の下で医師の労働時間管理を行い、小児科当直については大学の協力の下で体制を構築しており、現状の当直体制を変更することなく、医療提供できると考えている。

3 平塚市民病院

3 - 1 平塚市民病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
平塚市民病院	山田 健一郎	・高度急性期 ・急性期	26.5	10,703	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療

全体評価

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる

指摘事項・助言等

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

それ以外の労務管理体制の整備や医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師の勤務環境改善への取組の実施はなされているが、タスク・シフト／シェアの実施などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県からの必要な支援を講じられたい。

備考

・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。

3 - 2 平塚市民病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況	
(1)	救急医療	三次救急医療機関	書類不要	○
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)		
(2)	在宅医療			
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療			

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は地域の中核病院として、高度な医療を提供するとともに救命救急センターを設置し、昨年度は約1万件の緊急搬送を受入れている。こうした事情から緊急搬送による対応や急変に備えた病棟対応など夜間及び休日に患者対応をする機会が多いことに加えて、医師数も十分に確保できていない状況もある。そうしたことから長時間労働となる傾向がある。

4 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院

4-1 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	原口 直樹	・高度急性期 ・急性期	26.8	3,840	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる						
指摘事項・助言等						
労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、タスク・シフト／シェアは行われているが、医師の勤務計画の作成などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。						
備考						
・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。						

4-2 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況	
(1)	救急医療	三次救急医療機関	書類不要	○
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)		
(2)	在宅医療			
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療			

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院は、神奈川県横浜市旭区にある地域中核病院です。1987年に開院し、内科、外科、産婦人科、眼科などの診療科や、心臓血管センター、脳神経センター、救命救急センターなどの診療施設を備えています。また、災害医療拠点病院や臨床研修指定病院としても指定されています。新型コロナウイルス感染症に対しても、感染対策や医療提供に取り組んでまいりました。

このように地域中核病院、三次救急を担う当院は、医療提供体制を維持していくためには、経過処置として一部医師の長時間従事が必要不可欠です。

5 東戸塚記念病院

5-1 東戸塚記念病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
東戸塚記念病院	山崎 謙	急性期	14.8	7,710	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組は行われているが、医師の労働時間短縮に向けて適切な労働時間の把握とさらなる取組の実施が必要である。</p> <p>労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>						
備考						
<ul style="list-style-type: none"> 全体評価の体系では上から2番目の「○」の評価。 						

5-2 東戸塚記念病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	
	救急医療	二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	病床機能報告 ○
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は二次救急指定病院として24時間365日体制で、患者の受け入れ行っており、救急車受入件数は年間7,710件、また特に整形外科患者が多く、年間整形外科新患数は6,907人(R4年度実績)、年間整形外科手術件数が1,980件(R4年度実績)となっており、地域の中核病院としての役割を担っている。労働時間短縮の取組は進めているが、医師の働き方改革制度が施行されたのちも、当該体制を維持するためにはやむを得ず長時間労働となることから、B水準の申請を行う。

6 帝京大学医学部附属溝口病院

6-1 帝京大学医学部附属溝口病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
帝京大学医学部 附属溝口病院	原 眞純	急性期	30.1	5,969	連携型特定地域医療提供機関(連携B水準)	医師派遣
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組は行われているが、医師の労働時間短縮に向けて適切な労働時間の把握とさらなる取組の実施が必要である。</p> <p>労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から1番目の「○」の評価。						

6-2 帝京大学医学部附属溝口病院の要件達成状況（連携B水準）

【連携B水準要件について】

◆派遣先医療機関一覧(申請者提出)により確認

【申請の理由】

◆地域の医療提供体制を確保するために、派遣が必要である理由

当院は二次救急医療機関であり、川崎市高津区内では唯一の大学病院である。市内で分娩を取り扱う医療機関に医師を派遣し、地域の分娩に対応している。これは産科医療の提供体制を確保するために必要なものである。また、医師確保が困難な医療機関に医師を派遣し、外来医療・当直・救急対応等を行っている。これも地域の医療提供体制を確保するために必要なものである。

7 医療法人徳洲会湘南藤沢徳洲会病院

7-1 湘南藤沢徳洲会病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
医療法人徳洲会湘南藤沢徳洲会病院	江原 宗平	急性期	29.75	10,838	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
					②技術向上集中研修機関(C-1水準)	初期臨床研修医
						専攻医
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案か今後の取組の改善が見込まれる						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や医師の労働時間短縮に向けた取組として、タスク・シフト/シェアの実施はなされているが、適切な労働時間の把握・管理体制の整備や勤務計画の作成などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。</p> <p>労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県からの必要な支援を講じられたい。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。						

7-2 湘南藤沢徳洲会病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	病床機能報告
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

救急告示病院として地域の救急医療及び救急輪番を担っており、年間約1万台の救急車を受け入れている。今後も365日24時間の救急受入体制を維持し、地域医療の安定に寄与するためには、現状では医師が不足しており、早期に解消することが困難であります。労働時間短縮の取組は進めているところではありますが、やむを得ず長時間労働となるため、B水準の指定が必要です。

7-3 湘南藤沢徳洲会病院の要件達成状況（C-1水準/臨床研修医）

【C-1水準（専攻医）要件について】

- ◆臨床研修プログラム年次報告等により確認

【申請の理由】

- ◆当該研修において、長時間の休日・時間外労働が必要な理由
- ◆C-1水準指定による地域における臨床研修医や専攻医等確保及び地域の医療提供体制への影響がない理由

当院の専攻医に対する教育プログラムでは、総合的臨床能力などの向上を目的に、十分な臨床経験が必要であり、また、勉強会・カンファレンス等の時間を確保し集中的に教育する必要があることから、長時間労働が必要です。今後、教育プログラムの効率化や改善を行い、労働時間の短縮や労働環境の整備を進めていくが、段階的に改善することから、その間の猶予が必要となるために、C-1水準の指定が必要となります。教育プログラムの改善により、効率的に総合臨床などの能力を得られるようにすることで、安定して専攻医の確保を行うことが可能となることから、影響はないと考えている。当院が必要とする専攻医の数が確保できることで、引き続き同水準の医療提供体制も確保が可能となります。

7-3 湘南藤沢徳洲会病院の要件達成状況（C-1水準/専攻医）

【C-1水準（専攻医）要件について】

- ◆専門研修プログラム等により確認

【申請の理由】

- ◆当該研修において、長時間の休日・時間外労働が必要な理由
- ◆C-1水準指定による地域における臨床研修医や専攻医等確保及び地域の医療提供体制への影響がない理由

当院の専攻医に対する教育プログラムでは、総合的臨床能力などの向上を目的に、十分な臨床経験が必要であり、また、勉強会・カンファレンス等の時間を確保し集中的に教育する必要があることから、長時間労働が必要です。今後、教育プログラムの効率化や改善を行い、労働時間の短縮や労働環境の整備を進めていくが、段階的に改善することから、その間の猶予が必要となるために、C-1水準の指定が必要となります。教育プログラムの改善により、効率的に総合臨床などの能力を得られるようにすることで、安定して専攻医の確保を行うことが可能となることから、影響はないと考えている。当院が必要とする専攻医の数が確保できることで、引き続き同水準の医療提供体制も確保が可能となります。

8 社会福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷横浜病院

8-1 聖隷横浜病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷横浜病院	大内 基史	・高度急性期 ・急性期 ・回復期 ・慢性期	14.9	4,072	特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の面接指導実施体制が整備されているが、医師の労働時間短縮に向けた研修の実施などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。</p> <p>労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。						

8-2 聖隷横浜病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	病床機能報告
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

呼吸器内科・・・救急患者の受け入れおよび他科で受け入れた救急患者の支援に必要な専門性の高い診療科であるが、常勤1名の診療科であり、業務が集中しやすくなっているため

内分泌・糖尿病内科・・・病院として受け入れた救急患者の支援に必要な専門性の高い診療科であるが、常勤1名の診療科であり、業務が集中しやすくなっているため

9 医療法人社団明芳会 横浜新都市脳神経外科病院

9-1 横浜新都市脳神経外科病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
医療法人社団明 芳会横浜新都市 脳神経外科病院	森本 将史	・高度急性期 ・急性期 ・回復期	15.7	7,946	特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な条件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の面接指導及び就業上の措置の実施体制の整備やタスク・シフト／シェアの実施がなされているが、医師の勤務計画の作成などが計画段階であることから早期実施に向けて取り組むことが必要である。</p> <p>労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けての取組が望まれる。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から1番目の「○」の評価。						

9-2 横浜新都市脳神経外科病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	病床機能報告
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ やむを得ず長時間労働が必要な理由

当院は、二次救急医療機関として24時間救急体制を確立しており、令和4年度実績で救急受入件数が年間7,946件、また、年間の手術件数が3,565件（脳神経外科960件・整形外科が2,159件他）であり、脳神経外科の専門病院として、地域の中核的な役割を担っている。

労働時間短縮の取組は進めているが、現状の医療体制の維持のためにはやむを得ず長時間労働となることから、B水準の申請が必要。

10 独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター

10-1 横浜医療センターの申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
独立行政法人 国立病院機構 横浜医療センター	宇治原 誠	・高度急性期 ・急性期	35.7	5,618	特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、医師の面接指導及び就業上の措置の実施体制が整備されているが、医師の労働時間短縮に向けた研修の実施などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。</p> <p>労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から2番目の「○」の評価。						

10-2 横浜医療センターの要件達成状況（B水準）

指定要件		確認方法	達成状況	
(1)	救急医療	三次救急医療機関	書類不要	○
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)		
(2)	在宅医療			
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	③周産期医療を担う機関 ⑤心筋梗塞等心血管疾患の治療を行う医療機関	・地域周産期母子医療センター ・急性心筋梗塞の治療実績	○

◆ やむを得ず長時間労働が必要な理由

当院は県医療計画において三次救急医療機関として位置づけられており救命救急センターを開設している。県からは地域周産期母子医療センターとして認定を受けており、周産期医療において十分な医療提供体制を確保することが期待されている。また、心筋梗塞など心血管疾患の治療を行う医療機関でもあり、手術を要する症例も一定数存在している。周産期医療や手術・術後管理などの安全性を担保するためには現行の人員では法定労働時間内での対処が不可能であるため。

11 茅ヶ崎市立病院

11-1 茅ヶ崎市立病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
茅ヶ崎市立病院	藤浪 潔	急性期	25.4	5,395	特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について、必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労働管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の面接指導実施体制の整備や勤務環境改善への取組の実施がなされているが、医師の勤務計画の作成や労働時間短縮に向けた研修や周知の実施などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。</p> <p>医師の労働時間短縮に向け、引き続き改善に向けた取組が望まれる。</p>						
備考						
<ul style="list-style-type: none"> ・全体評価の体系では上から1番目の「○」の評価。 						

11-2 茅ヶ崎市立病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	病床機能報告
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ やむを得ず長時間労働が必要な理由

当院は、救急告示病院として、茅ヶ崎市をはじめとする湘南東部地域における地域医療の中心的役割を担っている。労働時間短縮の取組は進めているが、地域に必要な医療提供体制確保のため、医師をやむを得ず長時間の業務に従事させることが必要となる。

12 東海大学医学部付属病院

12-1 東海大学医学部付属病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
東海大学医学部 付属病院	渡辺 雅彦	高度急性期	64.6	6,648	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
					②連携型特定地域医療提供機関(連携B水準)	医師派遣
					③技術向上集中研修機関(C-1水準)	初期臨床 研修医 専攻医

全体評価

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない

指摘事項・助言等

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の面接指導実施体制の整備やタスク・シフト/シェアへの取り組みがなされている。

労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。

備考

・全体評価の体系では上から2番目の「○」の評価。

12-2 東海大学医学部付属病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	書類不要
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は、特定機能病院として様々な高度医療を提供し、神奈川県湘南から県西地域における急性期医療における中核的医療基幹として役割を担っている。高度救命救急センターでは、年間6,800台(内、夜間・休日の受け入れ1,175件)の救急車受け入れており、特に現場の地域救急隊からの要請に対して「断らない救急」をスローガンに、24時間365日対応可能な体制を整えている。夜間・休日時間外で年間4,800人の患者を受け入れている。また、総合周産期母子医療センターでは、県湘南ブロックの基幹施設としてハイリスク妊産婦、新生児の外来・入院診療、救急搬送の受け入れを行っている。以上により、医師の時間外・休日労働時間が長時間になっている。

12-3 東海大学医学部付属病院の要件達成状況（連携B水準）

【連携B水準要件について】

- ◆派遣先医療機関一覧(申請者提出)により確認

【申請の理由】

- ◆地域の医療提供体制を確保するために、派遣が必要である理由

大学病院としての使命として、地域医療体制の維持に貢献することを目的に、神奈川県下を中心に、医師確保が困難な医療機関に医師を派遣して、救急対応、医療対応及び宿日直対応を行っている。

この派遣により、医師の労働時間がやむを得ず長時間となる。

12-4 東海大学医学部付属病院の要件達成状況（C-1水準）

【C-1水準要件について】

- ◆臨床研修医・・・臨床研修プログラム年次報告等により確認
- ◆専攻医・・・専門研修プログラム等により確認

【申請の理由】

- ◆当該研修において、長時間の休日・時間外労働が必要な理由
- ◆C-1水準指定による地域における臨床研修医や専攻医等確保及び地域の医療提供体制への影響がない理由

・臨床研修プログラムで、各診療科での研修を行うために、時間外・休日労働がやむを得ず長時間となる。臨床研修医の確保には、影響がないよう、引き続き研修プログラムの魅力を実地研修などで発信するとともに、効率的な研修を実施し、長時間労働が解消できるよう取り組んでいく。

・13科の専門研修プログラムで、各診療科の症例を経験するため、時間外・休日においても通常どおり業務を行う必要があるため、やむを得ず長時間となる。専門研修プログラムの多くは定員の充足を満たしていないが、引き続き当該プログラム内容で専攻医を募集し、専攻医の確保に取り組んでいく。

13 医療法人徳洲会茅ヶ崎徳洲会病院

13- 1 茅ヶ崎徳洲会病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病 院	立川 隆光	急性期	5.32	1,997	特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない						
指摘事項・助言等						
労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、タスク・シフト／シェアが実施されているが、勤務計画の作成などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが望まれる。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。						
備考						
・全体評価の体系では上から2番目の「○」の評価。						

13-2 茅ヶ崎徳洲会病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	病床機能報告
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

救急告示病院として地域の救急医療を担っており、年間約2,000台の救急車を受け入れております。今後も365日24時間の救急受入体制を維持し、地域医療の安定に寄与するためには、現状では医師が不足しており、早期に解消することが困難であります。労働時間短縮の取組は進めているところではありますが、やむを得ず長時間労働となるため、B水準の指定が必要になります。

14 医療法人徳洲会大和徳洲会病院

14- 1 大和徳洲会病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
医療法人徳洲会 大和徳洲会病院	井上 和人	急性期	11.3	5,681	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の勤務環境改善への取組の実施がなされているが、医師の勤務計画の作成などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。</p> <p>労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。						

14-2 大和徳洲会病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	地域医療支援病院の業務に関する報告書
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

二次救急医療機関として市内外問わず年間約6000件の救急車の受け入れをしており、今後も地域に根差した急性期病院としての診療体制を持続する為。

15 独立行政法人労働者健康安全機構 関東労災病院

15-1 関東労災病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
独立行政法人労働者健康安全機構 関東労災病院	根本 繁	高度急性期 急性期	36.8	5,756	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる						
指摘事項・助言等						
労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や医師の労働時間短縮に向けた取組として、タスク・シフト/シェアの実施や勤務環境改善への取組はなされているが、適切な労働時間の把握と管理体制や面接指導実施体制の整備などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県からの必要な支援を講じられたい。						
備考						
・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。						

15-2 関東労災病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	病床機能報告
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は「働く人と地域のために、患者さん中心の最善の医療を実施します」という理念を掲げており、二次救急病院として年間5000件以上の救急車を受け入れ、地域の中核的な役割を担っている。労働時間短縮の取組は進めているが、今後も二次救急病院としての役割を果たし、また、当理念に基づき地域のために最善の医療を提供するにはやむを得ず長時間従事させることが必要となるため、特例水準の取得が必要である。

16 医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院

16-1 湘南鎌倉総合病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
医療法人徳洲会 湘南鎌倉総合病院	小林 修三	高度急性期	59.5	22,342	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
					②技術向上集中研修機関(C-1水準)	初期臨床 研修医
						専攻医
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や医師の労働時間短縮に向けた取組として、タスク・シフト／シェアの実施がなされているが、医師の労務管理における労働時間の把握・管理体制などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。</p> <p>労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県からの必要な支援を講じられたい。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から2番目の「○」の評価。						

16-2 湘南鎌倉総合病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況	
(1)	救急医療	三次救急医療機関	書類不要	○
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)		
(2)	在宅医療			
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療			

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は、救急救命センターの指定を受けており二次医療圏を超えた県内外からの受け入れ要請にも24時間365日応需し、2022年度実績で22,342台の救急搬送患者数を受け入れております。

現在、タスクシフト等の医師の労働時間の短縮の取組の改善は進めているところではありますが、引き続き同水準の救急医療体制を維持するためには、やむを得ず長時間労働に従事する必要があります。

16-3 湘南鎌倉総合病院の要件達成状況（C-1水準）

【C-1水準要件について】

- ◆臨床研修医・・・臨床研修プログラム年次報告等により確認
- ◆専攻医・・・専門研修プログラム等により確認

【申請の理由】

- ◆当該研修において、長時間の休日・時間外労働が必要な理由
- ◆C-1水準指定による地域における臨床研修医や専攻医等確保及び地域の医療提供体制への影響がない理由

当院の臨床研修は、医師としての人格を涵養し、基本的価値観（プロフェッショナリズム）および医師としての資質、能力を身につけ、地域社会に根付いた救急医療の要望に応える医療人、高度先進医療に対応できる医療人、世界で活躍できる医療人を育成することを理念としております。また当院は、救急救命センターの指定を受けており二次医療圏を超えた県内外からの受け入れ要請にも24時間365日応需し、2022年度実績で22,342台の救急搬送患者数を受け入れております。このことから、研修医や専攻医を教育・育成するには、時間を要するため、やむを得ず長時間労働が必要になります。

また、更なるリクルート活動の強化や研修プログラムの改善により、安定して初期研修医や専攻医の確保を行うことが可能となることから、地域への医療体制への影響はないと考えています。

医療勤務環境評価センターによる評価結果

全体評価の体系		申請医療機関	
適	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。	6、9、11
	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。	1、5、10、12、13、16
	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。	2、3、4、7、8、14、15
※	△	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。	
	△	労働関係法令及び医療法に規定された事項(必須項目)に関する医療機関内の取組に改善の必要がある。	

※ 評価結果の取扱い

「△」の評価を受けた医療機関の指定を行う際は、労務管理体制の改善見込み、地域医療体制の観点からの特例水準の指定の必要性等を総合的に勘案して、医療審議会における審議を行うこと。

全ての申請医療機関の共通要件達成状況

◆ 各水準（B、連携B、C1、C2水準）共通

指定要件(各水準共通事項)		確認方法	達成状況 (※)
1	都道府県知事は、当該病院又は診療所が以下の要件全てに該当すると認めるときは、特定労務管理対象機関の指定をすることができる。	以下、(1)～(3)により確認	○
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・次に掲げる事項全てが記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ア 医師の労働時間の状況 イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 医師の労働管理及び健康管理に関する事項 エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書	✓
(2)	医療法の規定による 面接指導及び休息時間の確保 を行うことができる体制が整備されていること。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書	✓
(3)	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	指定申請様式6(誓約書)	✓
2	都道府県知事は、指定をするに当たっては、医療機関勤務環境評価センターによる評価の結果を踏まえなければならない。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書	○

※全ての医療機関及び水準で達成していることを確認

「県からの必要な支援を講じられたい」と指摘を受けた医療機関への対応について①

(1) 個別支援について（労働時間短縮の取組の支援）

① 県医療機関環境改善支援センターによる支援

同センターの労務管理アドバイザー（社会保険労務士）、医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント）の派遣を通じて、各病院の実態に応じて、タスクシフト等の促進を行い、労働時間の短縮を図ってまいります（一部病院は支援実績あり）⇒ 個別の病院ごとの対応は次頁を参照

② 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助

◆本県では国の地域医療介護総合確保基金の区分6を活用し、「勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助」として、医療提供体制の確保の観点から特例水準を適用する必要のある医療機関の労働環境及び将来的な労働時間縮減に向けた働き方改革を推進するための補助を行っています。

◆当該補助金により、人材確保に係る経費やICT機器、設備費、タスクシフト推進に係る経費等を支援してまいります。

「県からの必要な支援を講じられたい」と指摘を受けた医療機関への対応について②

医療機関名		勤改センターの支援状況
1	海老名総合病院	アドバイザーによる「個別支援」を実施
2	平塚市民病院	アドバイザーによる「個別支援」を実施
3	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	アドバイザーによる「個別支援」を実施
4	東戸塚記念病院	アドバイザーによる「個別支援」を実施
5	帝京大学医学部附属溝口病院	実績なし
6	湘南藤沢徳洲会病院	電話相談あり
7	聖隷横浜病院	アドバイザーによる「個別支援」を実施
8	横浜医療セター	アドバイザーによる「個別支援」を実施
9	東海大学医学部付属病院	アドバイザーによる「個別支援」を実施
10	茅ヶ崎徳洲会病院	電話相談あり
11	大和徳洲会病院	アドバイザーによる「個別支援」を実施
12	関東労災病院	電話相談あり
13	湘南鎌倉総合病院	アドバイザーによる「個別支援」を実施

①実績なし：事務局から個別にヒアリングを実施し課題等を確認必要に応じてアドバイザーの派遣を行うとともに、県も同席し、今後の方針をすり合わせ

②電話相談あり：同上

③実績あり：既に支援に入っているアドバイザーから病院にヒアリングを実施必要に応じて県も同席の上、病院を訪問し今後の方針をすり合わせ

諮問事項①

① 申請者の指定申請の内容(共通要件)について

各水準共通要件



満たしている (医療勤務評価センターからも「O」の評価を受けている)

② 申請者の指定申請の内容(各水準)について

B水準



地域の医療提供体制の確保に当たって重要な役割(救急医療等)を担っており、当該医療機関において当該役割に係る業務に従事する医師について、一定の長時間労働が不可避となることが予定される医療機関であると認められる。

連携B水準



医療提供体制の確保のために必要な医師の派遣に係る業務であって、時間外・休日労働時間が年960時間を超える必要があると認められる。

C1水準



臨床研修又は専門研修に係る業務であって、時間外・休日労働が年960時間を超える必要があると認められる。

以上のことから、今回申請のあった16機関について、特定労務管理対象機関として指定することとしたい。

諮問事項②

特例水準の指定にあたっての医療審議会における意見聴取のスケジュールと方法について

◆申請状況33/35(現状把握しているものに限る)

→2機関の状況

	病院	現況
1	A病院	評価センター受審中(3月下旬~4月にセンターから評価受領予定)
2	B病院	・未受審(3月末受審を目指す) ・現在、アドバイザーの支援の下、医師労働時間短縮計画、その他チェック項目の各項目の対応中

◆各医療機関の諮問方法と開催時期は以下のとおりとさせていただきたい

	病院	諮問方法	諮問時期
1	A病院	臨時開催(書面会議)	令和6年5~6月頃
2	B病院	通常開催	令和6年10月頃

◆参考①

特定労務管理対象機関の指定要件等について

医師の働き方改革について

医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の特長を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働
特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の最適配置の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の医師偏在の是正

国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスクシフト/シェアの推進 (業務範囲の拡大・明確化)

一部、法改正で対応

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革(講習会等)
- ・医師への周知啓発等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4～) 法改正で対応

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成
評価センターが評価
都道府県知事が指定
医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務	
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B (救急医療等)				
C-1 (臨床・専門研修)				
C-2 (高度技能の修得研修)	1,860時間			

医師の健康確保

面接指導
健康状態を医師がチェック

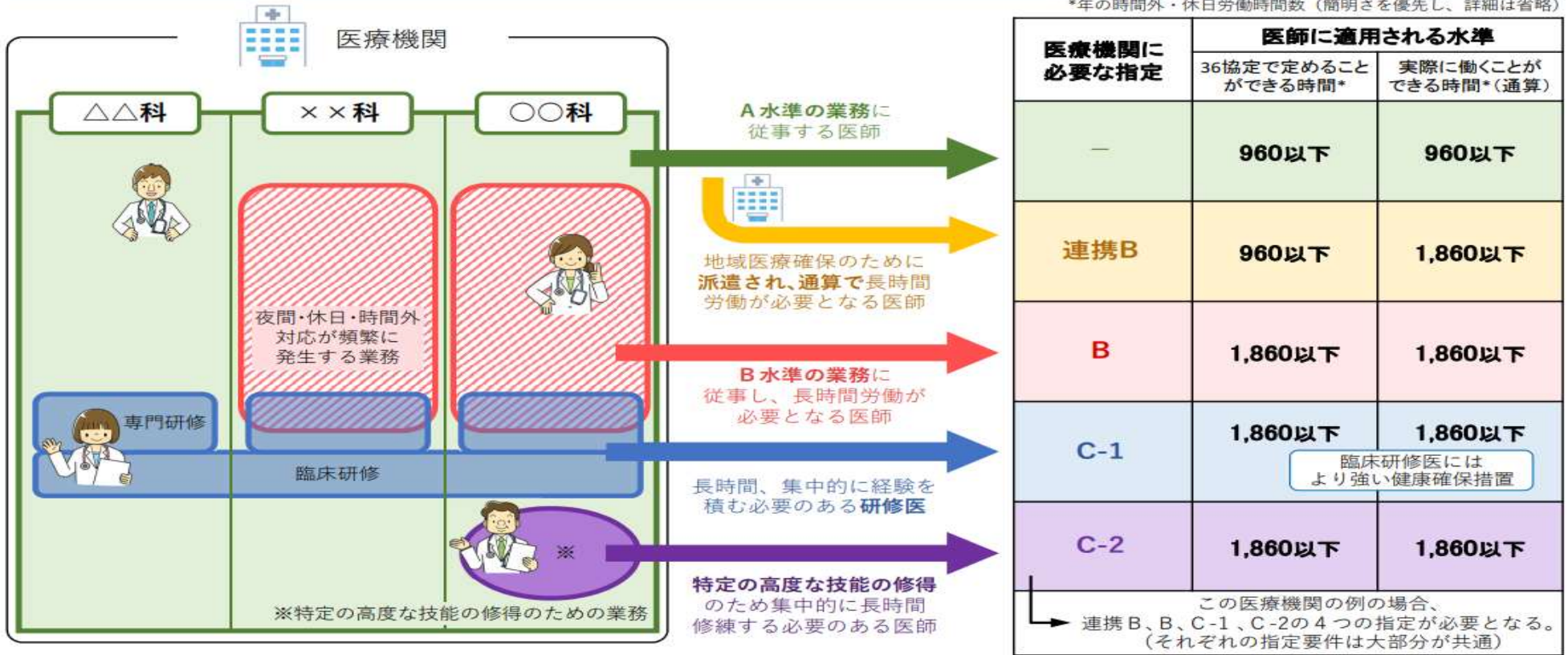
休息時間の確保
連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)

特例水準の枠組み

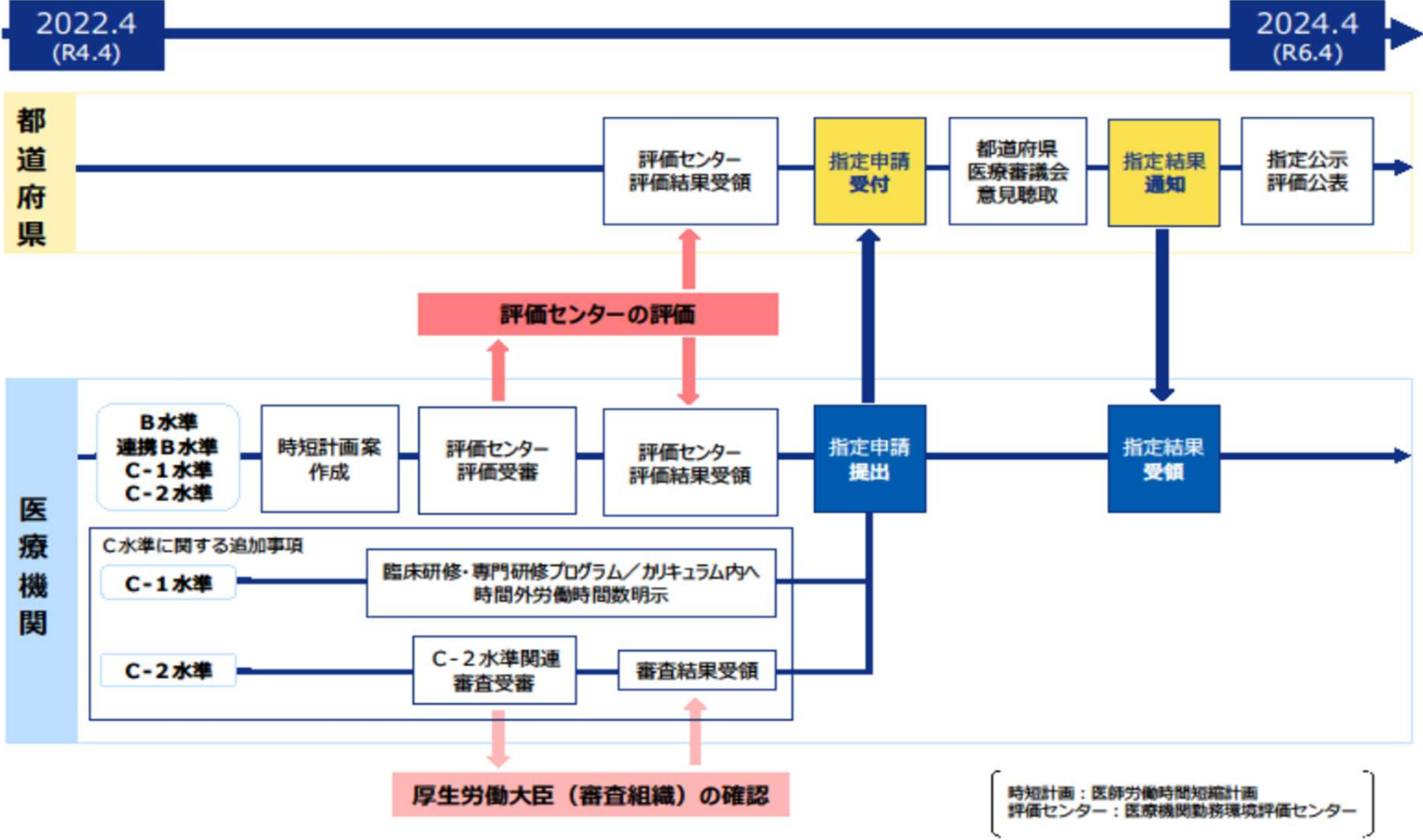
各水準の指定と適用を受ける医師について

A水準以外の各水準は、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、**指定される事由となった業務に従事する医師にのみ適用される**。所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関は**それぞれの水準についての指定を受ける必要がある**。

*年の時間外・休日労働時間数（簡明さを優先し、詳細は省略）



特定労務管理対象機関の指定に係るフロー



特定労務管理対象機関の指定にあたって

◆ B、連携B及びC-1水準

① 評価機能による評価の受審

医療機関における追加的健康確保措置や労務管理の実施状況、労働時間の実績や労働時間短縮に向けた取組状況等について、評価センターによる評価をあらかじめ受けていること。【新医療法第113条第4項（※）】

※連携B水準は第118条、C-1水準は第119条、C-2水準は第120条での読み替え

② 都道府県医療審議会の意見聴取

各水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。【新医療法第113条第5項】

◆ C-2水準

①② 同上

③ 審査組織（C-2ナビ）による審査の受審

医療機関の教育研修環境及び医師個人が作成する「特定高度技能研修計画」の内容について、C-2ナビによる個別審査をあらかじめ受けていること

特定労務管理対象機関指定要件（その他）

◆ 各水準（B、連携B、C1、C2水準）共通

指定要件（各水準共通事項）		根拠（※）
都道府県知事は、当該病院又は診療所が以下の要件全てに該当すると認めるときは、特定労務管理対象機関の指定をすることができる、		新医療法第113条第3項
1	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・次に掲げる事項全てが記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ア 医師の労働時間の状況 イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 医師の労働管理及び健康管理に関する事項 エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 	新医療法第113条第3項第1号
2	医療法の規定による 面接指導及び休息時間の確保 を行うことができる体制が整備されていること。	新医療法第113条第3項第2号
3	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	新医療法第113条第3項第3号

※連携B、C-1、C-2は、それぞれ118条、119条、120条で読み替え

特定労務管理対象医療機関の指定要件（B水準）について

◆ B水準

地域の医療提供体制の確保に当たって重要な役割(救急医療等)を担っており、当該医療機関において当該役割に係る業務に従事する医師について、一定の長時間労働が不可避となることが予定される医療機関

■新医療法第113条

都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

一 救急医療

二 居宅等における医療

三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

特定労務管理対象医療機関の指定要件（B水準）について

	説明、具体例、他府県事例等
<p>◆医療計画において三次救急医療機関として位置付けられている病院又は診療所</p> <p>【根拠法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新医療法第113条第1項第1号 ・新医療法施行規則第80条第1項第1号 ・厚生労働省告示（令和4年1月19日 告示第9号） 	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター
<p>◆医療計画において二次救急医療機関として位置付けられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>イ 年間の救急車の受入件数が1,000件以上であること又は当該医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること。</p> <p>ロ 5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。</p> <p>【根拠法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次救急医療機関と同様 	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制への参加病院及び救急告示病院 <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件イを満たす二次救急医療機関は、救急医療の事業の確保に重要な役割を担っていることから、要件ロを満たすものとする。 (医療計画上も二次救急医療機関の量的確保と質の充実を図ることとしている。)

1号
救急医療

特定労務管理対象医療機関の指定要件（B水準）について

指定対象医療機関	説明、具体例、他府県事例等
<p data-bbox="69 683 114 762">2号</p> <p data-bbox="69 820 114 995">在宅医療</p> <p data-bbox="145 616 1108 708">◆居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所</p> <p data-bbox="165 817 376 858">【根拠法等】</p> <ul data-bbox="159 871 985 1062" style="list-style-type: none"> ・新医療法第113条第1項第2号 ・医療法施行規則第80条第1項第2号 ・地域医療介護総合確保基金管理運営要領の補足 	<p data-bbox="1153 743 1279 785">【説明】</p> <ul data-bbox="1146 794 2101 887" style="list-style-type: none"> ・機能強化型在宅療養支援病院の単独型・連携型 ・機能強化型在宅療養支援診療所の単独型・連携型

特定労務管理対象医療機関の指定要件（B水準）について

指定対象医療機関

◆地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所

【根拠法等】

- ・新医療法第113条第1項第3号
- ・医療法施行規則第80条第1項第3号
- ・医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ
- ・地域医療介護総合確保基金管理運営要領の補足

説明、具体例、他府県事例等

(1) 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関

精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）	精神科救急医療体制参加医療機関（基幹・輪番医療機関）
小児救急のみを提供する医療機関	左記のとおり
周産期医療を行う医療機関	・急性期・高度急性期病棟を持つ総合又は地域周産期母子医療センターの指定を受ける医療機関
脳卒中等の脳血管疾患の治療を行う医療機関	・脳卒中治療において急性期脳卒中加算25件/年以上
心筋梗塞等の心血管疾患の治療を行う医療機関	・急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件/年以上

(2) 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

高度のがん治療を行う医療機関	・地域がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療病院 ・小児がん拠点病院
移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関	左記のとおり
児童精神科を行う医療機関	


なお、上記（1）及び（2）に記載の要件はあくまで例示であるため、その他の医療機関については個別に問合せを受け付ける。

特例労務管理対象機関の指定要件（連携B水準）について

◆ 連携B水準

■新医療法第118条

都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、**連携型特定地域医療提供機関**として指定することができる。

 医師派遣の実施に関する資料により確認
（派遣先一覧、派遣が必要な理由により判断）

特例労務管理対象機関の指定要件（C-1水準）について

◆ C-1水準

■新医療法第119条

都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、**技能向上集中研修機関**として指定することができる。

- 一 **医師法第十六条の二第一項**の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける医師
- 二 **医師法第十六条の十一第一項**の研修を行う病院又は診療所 当該研修を受ける医師



都道府県知事により指定された**臨床研修プログラム**又は
日本専門医機構により認定された**専門研修プログラム／カリキュラム**の
研修機関

8 特例労務管理対象機関の指定要件（C-2水準）について

◆ C-2水準

■新医療法第120条

都道府県知事は、当分の間、**特定分野**（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における**高度な技能を有する医師を育成する**ために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものであつて、**当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。**）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、**特定高度技能研修機関**として指定することができる。

➡ C-2水準の対象として**審査組織**が特定する技能を有する医師を育成するのに、**十分な教育研修環境を有している医療機関**

◆参考②

特定労務管理対象機関の申請状況等について

都道府県別の評価センターの受審状況

評価センター受審申込 受付状況

令和6年2月26日現在

都道府県名	申込件数	都道府県名	申込件数
北海道	24	滋賀県	7
青森県	6	京都府	13
岩手県	5	大阪府	35
宮城県	11	兵庫県	22
秋田県	2	奈良県	4
山形県	3	和歌山県	2
福島県	10	鳥取県	3
茨城県	4	島根県	2
栃木県	8	岡山県	5
群馬県	5	広島県	10
埼玉県	25	山口県	3
千葉県	28	徳島県	3
東京都	51	香川県	2
神奈川県	34	愛媛県	2
新潟県	4	高知県	5
富山県	2	福岡県	28
石川県	3	佐賀県	3
福井県	2	長崎県	2
山梨県	2	熊本県	3
長野県	8	大分県	4
岐阜県	14	宮崎県	3
静岡県	16	鹿児島県	7
愛知県	27	沖縄県	14
三重県	6		
		合計	482

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご連絡くださいますようお願いいたします。

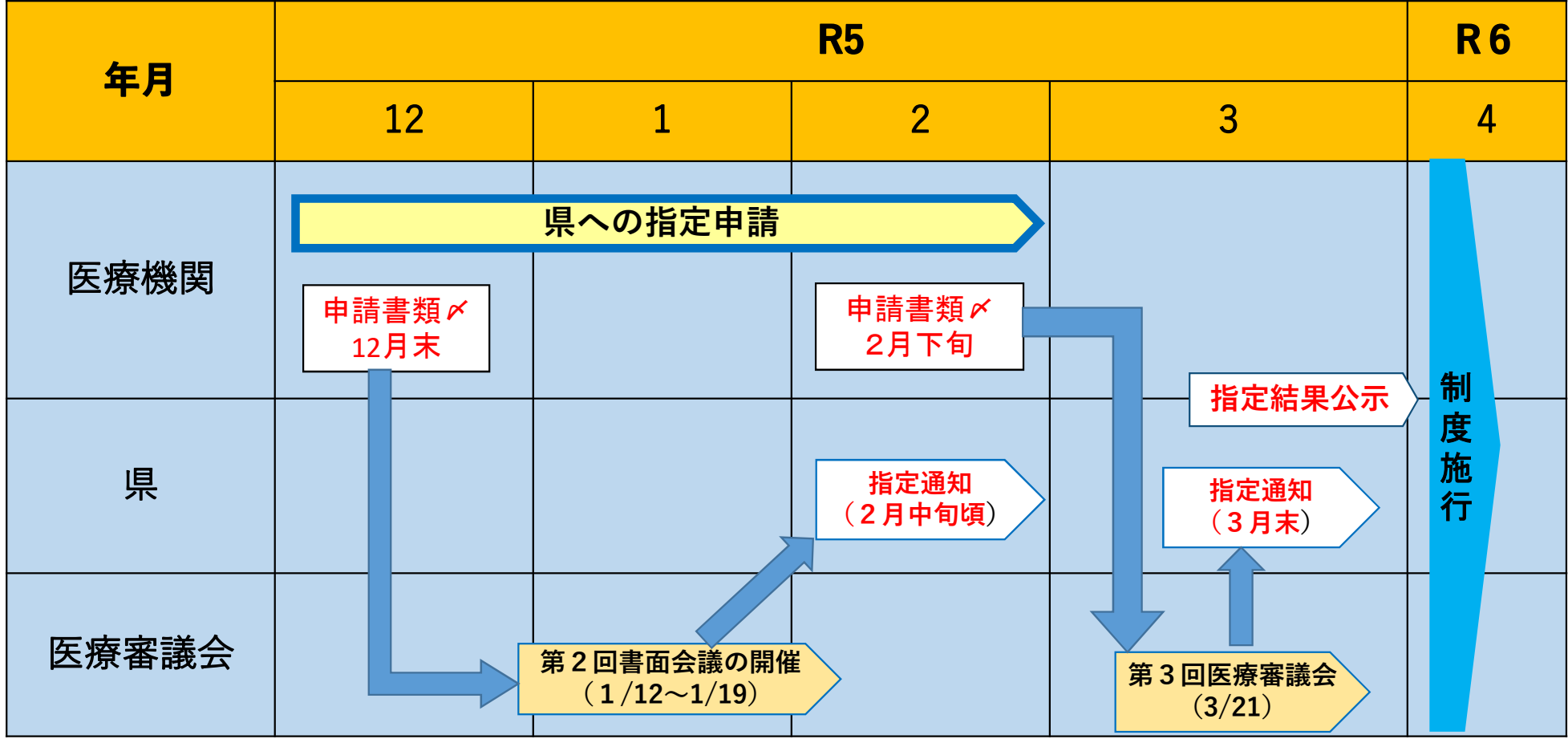
■ 評価センターの受審状況（2/26現在）

- ・ 評価センター受審申込件数は、全国で482件
 - ・ 県内医療機関の受審申込件数は34件
- ⇒特例水準の申請予定医療機関は35件（今後増減の可能性あり）
 （2月webフォームアンケート結果（2/14ㄨ）より）

■ 県への申請状況（3/1現在）

- ・ 申請：33件（指定済医療機関を含む）

令和5年度特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール①



説明は以上です。